

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年5月17日（平成30年（行個）諮問第86号）

答申日：平成30年12月11日（平成30年度（行個）答申第151号）

事件名：本人に係る特定入国管理局診療室における診療記録の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年2月22日付け管○総第171号により特定入国管理局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

わたしはくすりのなまえをあわせてかいじしてほしいとおねがいたのに そのじょうほうがない。しんさせいきゅうとてつづきがありけっていにふふくがあればてつづきできる。

(2) 意見書

わたしは、しんよりうしつでくすりをでぬってもらてテープをはってもらいました。でもしんりょうきろくにはかいていません。わたしは、くすとテープのなまえをしりたいです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成30年1月26日（受付同日）、法の規定に基づき、開示を請求する保有個人情報を別紙の1のとおりとして、保有個人情報開示請求を行った。

(2) 当該開示請求に対し、処分庁は、対象文書（原文ママ。以下第3において同じ。）を別紙の2と特定し、全部開示とする原処分を行った。

(3) 本件は、この原処分について、平成30年4月2日、諮問庁に対して審査請求がなされたものである。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、受傷した特定部位について、特定入国管理局診療室において診療を受けた際、当該受傷部分に薬を塗られたとし、その薬品名の開示を求めていたところ、開示された診療記録に薬品名が記載されていなかったことから、原処分を取り消す裁決を求めている。

3 諮問庁の考え方

(1) 被收容者（入国者收容所等の被收容者を指す。以下同じ。）の傷病に係る措置について

被收容者の傷病については、被收容者処遇規則30条1項の規定により、「所長等は、被收容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない。」とされており、本件診療は、同規定に基づき行われたものである。

(2) 診療における処置内容について

本件請求に係る特定部位受傷部分の診療については、特定入国管理局診療室において特定年月日Bに行われたものであるところ、その処置内容は、「患部を生理食塩液で洗浄し、乾いた布で拭き取った上で特定医療用テープ（防水伸縮性テープ）を患部に貼付」というものであり、薬による処置や薬の処方はない。

審査請求人は、この診療の際に「薬を塗られた。」旨主張しているが、その事実自体がなかったものである。

なお、審査請求人は、特定年月日B以外に、当該特定部位受傷部分についての診療を受けていない。

(3) 対象文書の記載内容について

本件対象文書は、特定入国管理局診療室において作成された診療記録であるところ、本件請求に係る特定年月日Bの診療の際、薬による処置や薬の処方はないのだから、当該診療記録の同日の欄には、特定医療用テープ（防水伸縮性テープ）で処置した旨の記載があるのみであり、当然、薬品名の記載はない。

4 結論

以上のとおり、原処分において、当該保有個人情報開示請求に該当する対象文書は全て開示しており、本件審査請求は理由がないことから、原処分を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年5月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月6日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年11月9日 | 審議 |
| ⑤ 同年12月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、全部開示する原処分を行った。これに対し、審査請求人は、開示を求めていた文書が開示されておらず、存在するはずの文書が特定されていない旨主張し、原処分の取消しを求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

本件対象保有個人情報の保有の有無に関する諮問庁の説明は、上記第3の3のとおりである。なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定年月日Bに審査請求人の診療に当たったのは、特定入国管理局診療室に勤務する医師であるとのことである。

(2) 検討

ア 審査請求人の主張は、特定年月日Bに特定入国管理局診療室で診療を受けた際に、審査請求人の特定部位の受傷部分に塗られた薬品名が記載された文書があるはずであるとして、当該文書に記録された保有個人情報（以下「請求対象保有個人情報」という。）の開示を求めるものと解される。

イ 被収容者処遇規則30条1項の規定によれば、被収容者の傷病に係る措置については、上記第3の3(1)の諮問庁の説明のとおり定められている。そして、当審査会において、諮問書に添付された「診療記録」と題する文書（写し）を確認したところによると、当該文書は、特定入国管理局診療室における被収容者である審査請求人の診療に関して作成された診療記録であると認められるところ、当該診療記録にある特定年月日Bに行われた診療は、当該診療内容等に照らし、審査請求人の特定年月日Aの特定部位の受傷に関するものであると推認される。

ウ そうすると、被収容者が負傷等したときは、所長等は医師の診察を

受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならず、その診療内容については、当該医師により診療記録に記載されるものと考えられるところ、当該診療記録の記載内容をみると、その「経過・処方及び措置」欄には、審査請求人に係る特定年月日Bの診療記録として「特定部位に長3cm位、幅2mm位のサッカ傷あり。出血（±）（当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、止血して出血していない状態を意味するものである。）. 縫合希望するが、特定医療用テープにて処置」と記載されているが、その際に薬を使用した旨の記載はないと認められる。

また、審査請求人において、特定入国管理局診療室で特定部位に薬を塗るといふ診療行為を受けた旨を記載した文書が存在することを裏付ける具体的な根拠を示しているとはいえず、その他、審査請求人に対してそのような診療行為が行われたことを記載した文書が存在することをうかがわせる特段の事情も認められない。

エ 念のため、当審査会事務局職員をして、請求対象保有個人情報探索の方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、原処分に当たって、特定入国管理局の診療室及び担当部署（同局総務課）において、書棚、書庫、担当職員の机の中、パソコン内の電子データ等を探索したが、請求対象保有個人情報の存在は確認できず、さらに、本件審査請求後、改めて探索したが、請求対象保有個人情報の存在は確認できなかったとのことであり、このような探索の方法及び範囲に問題はないと認められる。

オ したがって、請求対象保有個人情報は存在せず、特定入国管理局においてこれを保有していない旨の諮問庁の説明は、首肯できるから、特定入国管理局において、本件対象保有個人情報の外に、開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、特定入国管理局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求保有個人情報

「28ねん5がつくらいにゆうかんのどくたへいったひにち特定部位にぬってもらったくすりのなまえ特定部位にはったテープのなまえ」に記録された保有個人情報

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

「特定年月日Aに特定部位を受傷した後、特定入国管理局診療室において当該受傷部分に係る診療を受けた際に当該受傷部分に関して記載された診療記録」